

## 第3編 市町村統一選挙

# 1 市町村の長及び議会議員選挙事務日程表

## 凡 例

1. この日程表は、市町村の長及び議会議員選挙の執行手続の中で、主要な事務について、その概要を記載したものである。
2. この日程表の「様式」欄の数字は、さきに県知事、県議会議員選挙の関係様式集の様式番号を記入したものであるから、市町村で処理すべき場合には、同様式集を参照されたい。
3. この日程表に用いた法令は、次のとおり省略した。

法……………公職選挙法

令……………公職選挙法施行令

特例法……………地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

特例令……………地方公共団体の議会議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令

規正法……………政治資金規制法

自治法……………地方自治法

月 日	曜 日	逆 算 日	市			町 村		
			処 理 事 項	根拠法令	様式	処 理 事 項	根拠法令	様式
4.11	水	告 示 日 前	○委員会開催			○告示日前の処理事項は、おおむね市の選挙と同じ		
			○長及び議会議員選挙の執行要領、執行計画の決定					
			○選挙管理委員会の規程類の整備（改正、告示）					
			○啓発宣伝計画の決定及び実施	法 6				
			○選挙取締機関との協議打合せ					
			○長部局の職員に対する選挙事務の委嘱、充当等について長と協議	自治法 180の3				
			○長部局の職員に対する選挙事務の委嘱及びその処理事務の指導	法 273	1			
			○選挙事務分担表の作成					
			○個人演説会の施設の指定及び報告並びに費用の納付額の協議（新規のもの）	法令 161 121②				
			○個人演説会の施設の使用予定表の作成	令 118				
			○個人演説会の施設の使用に関する定及び公表について施設管理者の指導	令 119②				
			○同時選挙において開票事務と選挙会事務とを合同して行うかどうかの決定	法 79		（備考） イ 長の選挙について立会演説会条例が制定してある市町村にあっては、その準備をすること。 ロ ポスター掲示場の設置条例が制定してある市町村にあっては、その準備をすること。（長、議会議員） ハ 選挙公報の発行について条例が制定してある市町村にあっては、その準備をしておくこと。（長、議会議員）	法160の2	
			○同時選挙における投票及び開票の順序の決定	法 122			法144の4	
			○投票用紙、封筒等の印刷					
			○標旗、腕章、表示布等選挙運動用及び政治活動用（市長選挙）の交付物資並びに諸証明類の作成					
			○選挙長（同職務代理者）、投票管理者（同職務代理者）等の選任準備	法75、令80 法37、令24				
			○選挙運動に関する支出金額の制限額の算定	法令 194 127①				
			○投票所の開閉時刻の繰り上げ又は繰り下げの申請（知事・県議選挙時の申請の折一括して申請しておくこと。）	法 40				
			○各種告示案、通知案等の作成					
			○投票所入場券等の印刷					
			○不在者投票に関する事務従事者の決定及び投票記載場所等の設備	法令 49 5章				
			○立候補予定者説明会					
			○立候補受付及び政治団体等の確認受付準備					
			○選挙に使用する資材器具等の点検					
			○選挙人名簿の選挙時登録			○選挙人名簿の選挙時登録		
			○登録基準日（4月10日）	臨特令 3		○登録基準日（4月10日）	臨特令 3	
			○選挙時登録（4月11日）	臨特令 3		○選挙時登録（4月11日）	臨特令 3	

月 日	曜	逆 算 日	市			町 村		
			処 理 事 項	根拠法令	様式	処 理 事 項	根拠法令	様式
			○選挙時登録の縦覧 (4月12日～16日) ○選挙時登録の縦覧場所の告示 (4月9日までに)	臨特令3 法23 ②		○選挙時登録の縦覧 (4月12日～16日) ○選挙時登録の縦覧場所の告示 (4月9日までに)	臨特令3 法23 ②	
4.12	木	10	○市長選挙期日の告示  市議会議員選挙期日の告示 (以下法79条の選挙会事務と開票事務の合同の場合) ○投票所の告示 ○投票管理者及び同職務代理者の選 任告示 ○選挙長及び同職務代理者の選任告 示 ○選挙長事務を取扱う場所の告示 ○選挙立会人決定のくじを行う場所 及び日時の告示 ○選挙会(開票)の場所及び日時の 告示 ○選挙運動に関する支出金額の制限 額の告示 ○開票事務と選挙会事務を合同して 行う旨の告示 ○(記号式投票の投票用紙に印刷す る候補者の氏名の順序を定めるく じを行う場所及び日時の告示) ○不在者投票のための投票用紙及び 投票用封筒の交付場所の告示 ○候補者の氏名等の掲示の順序を定 めるくじを行う場所及び日時の告 示 ○候補者(推薦)届出の開始 (13日まで) (候補者の告示、通知、照会及び 報告) ○選挙事務所の設置(異動)届受付 開始 ○違反選挙事務所の閉鎖命令(その つど) ○出納責任者選任(異動)届受付開 始 ○法第197条の2第2項の報酬を支 給する者の届出受付開始 ○公営施設使用の個人演説会の申出 受付開始 ○選挙立会人届出受付開始 ○不在者投票開始 ○違反文書図画の撤去命令(警告)	臨特令2   法41 法24、25 法令75 81 法76 法78 法196  令49の4④  運規35 法令86 92 法130② 108 法134 法180、182 法197の2③ 令128の2 法163 法76・(62) 法令5章 法147	4,5 3   16     2 22 20 21			

月 日	曜 日	逆 算 日	市			町 村		
			処 理 事 項	根拠法令	様式	処 理 事 項	根拠法令	様式
4.12	木	10	<p>(そのつど)</p> <p>○選挙運動用ポスターの検印又は証紙の交付開始</p> <p>○市長選挙における確認団体受付開始</p> <p>○政治活動用ポスターの検印又は証紙の交付開始</p> <p>○市長選挙における政治活動用ビラの届出受付開始</p> <p>○市長選挙における確認団体の機関紙誌の届出受付開始</p> <p>○政党その他の政治団体に確認書の交付(市長選挙についてそのつど)</p> <p>○繰上投票期日の決定、告示又は通知及び報告</p> <p>○投票所の開閉時刻の繰り上げ、又は繰り下げの告示、通知</p> <p>○(市長選挙における立会演説会の開催計画の告示、参加申込等)</p> <p>○(選挙公報の登載申請及びポスター掲示場に関すること)</p>	<p>法201の11⑩</p> <p>法 144</p> <p>法201の9</p> <p>法201の11④</p> <p>法201の9</p> <p>法201の14</p> <p>法201の9③</p> <p>法56、令46 規程 27</p> <p>法 40</p> <p>条 例</p> <p>条 例</p>	<p>24</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p>			
4.13	金	9	<p>○候補者(推薦)届出最終日</p> <p>○候補者届出告示</p> <p>○(無投票の告示)</p> <p>○(記号式投票の投票用紙に印刷する候補者の氏名の順序を定めるくじ)</p> <p>○(市長選挙における立会演説会の開催計画の告示、参加申込等)</p> <p>○(選挙公報の登載申請及びポスター掲示場に関すること)</p>	<p>法 86</p> <p>法 86①</p> <p>法 100②</p> <p>令49の4 条 例</p> <p>条 例</p> <p>条 例</p>				
4.14	土	8	<p>○公営施設使用の個人演説会開始</p>	<p>法 161</p>				
4.15	日	7	<p>○繰上投票の投票所告示期限</p>	<p>法 56</p> <p>法 41</p> <p>令 46</p>		<p>○ 町村長選挙期日の告示</p> <p>○ 町村議会議員選挙期日の告示</p> <p>(以下法79条の選挙会事務と開票事務の合同の場合)</p> <p>○投票所の告示</p> <p>○投票管理者及び同職務代理者の選任告示</p> <p>○選挙長及び同職務代理者の選任告示</p> <p>○選挙長事務を取扱う場所の告示</p> <p>○選挙立会人の決定のくじを行う場所及び日時</p>	<p>臨特法 2</p> <p>法 41</p> <p>法 37 令24、25</p> <p>法75、令81</p> <p>法 76</p>	<p>4、5</p> <p>3</p>

月 日	曜	逆 算 日	市			町			村		
			処 理 事 項	根 拠 法 令	様 式	処 理 事 項	根 拠 法 令	様 式	処 理 事 項	根 拠 法 令	様 式
4.15	日	7						○選挙会の場所及び日時のご告示	法 78	16	
								○選挙運動に関する支出金額の制限額のご告示	法 196		
								○（開票事務と選挙会事務を合同して行う旨のご告示）			
								○（記号式投票の投票用紙に印刷する候補者の氏名の順序を定めるくじを行う場所及び日時のご告示）	令49の4④		
								○不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒等の交付場所のご告示		2	
								○候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時のご告示	運規 35	22	
								○候補者（推薦）届出の受付開始（4月16日まで）（候補者の告示、通知、照会及び報告）	法令 86 92	20 21	
								○選挙事務所の設置（異動）届受付開始	法令 130② 108		
								○違反選挙事務所の閉鎖命令（そのつど）	法 134		
								○出納責任者の選任（異動）届受付開始	法180、182		
								○選挙運動用ポスターの検印又は証紙の交付開始	法 144		
								○公営施設使用の個人演説会の申出受付開始	法 163		
								○法第 197条の2第2項の報酬を支給する者の届出受付開始	法197の2③ 令128の2		
								○選挙立会人届出受付開始	法76(62)		
								○不在者投票開始	法49、令5章		
								○違反文書図画の撤去命令（警告）（そのつど）	法 147 法201の11⑩	25	
								○繰上投票期日の決定、告示、通知及び報告（繰上投票の投票所の告示期限）	法令 56 46 規程 27	7	
○投票所開閉時刻の繰り上げ又は繰り下げのご告示、通知	法 40	8,9,10									
○（町村長選挙における立会演説会の開催計画のご告示、参加申込等）	条 例										
○（選挙公報登載申請及びポスター掲示場に関する事務）	条 例										
4.16	月	6						○候補者（推薦）届出最終日	法 86		
								○候補者届出告示	法 86 ⑪		
								○（無投票のご告示）	法 100②		
								○（記号式投票用紙に印刷する候補者の氏名の順序を定めるくじ）	令49の4		
4.17	火	5	○投票立会人の選任及び通知	法 38	11 12 13		○公営施設使用の個人演説会開始	法 161			

月 日	曜 日	逆 算 日	市			町			村		
			処 理 事 項	根 拠 法 令	様 式	処 理 事 項	根 拠 法 令	様 式	処 理 事 項	根 拠 法 令	様 式
4.17	火	5	○繰上投票における投票立会人選任 期限 ○投票所の告示期限	法 38 法 41		○投票立会人の選任及び通知 ○繰上投票における投票立会人選任 期限 ○投票所の告示期限	法 38 法 38 法 41		11 12 13		
4.18	水	4	○郵便による不在者投票における投 票用紙及び投票用封筒の交付の請 求最終日	令59の4①		○郵便による不在者投票における投 票用紙及び投票用封筒の交付の請 求最終日	令59の4①				
4.19	木	3	○補充立候補届出期限 ○選挙立会人の届出期限 ○投票立会人の選任期限	法 86 法(62)76 法 38		○選挙立会人届出期限 ○投票立会人選任期限	法(62)76 法 38				
4.20	金	2	○選挙立会人のくじ、本人への通知 ○繰上投票日	法(62)76 令(70の2) 令 82 法 56		○補充立候補届出期限 ○選挙立会人のくじ、本人への通知 ○繰上投票日	法 86 法(62)76 令(70の2) 令 82 法 56				
4.21	土	1	○不在者投票最終日 ○選挙運動最終日 ○投票所入場券配布完了期限 ○投票所の設備、投票所内の氏名等 の掲示(記号式投票の場合は不要) ○投票所を設けた場所の入口から 300m(直線距離)の区域の表示 ○投票所(開票所)、選挙会の事務 従事者の委嘱及び事務分担の決定 期限 (投票管理者、選挙長)	法49令50 法 129 令 31 法175の2 法 273		○不在者投票最終日 ○選挙運動最終日 ○投票所入場券配布完了期限 ○投票所の設備、投票所内の氏名等 の掲示(記号式投票の場合は不要) ○投票所を設けた場所の入口から 300m(直線距離)の区域の表示 ○投票所(開票所)、選挙会の事務 従事者の委嘱及び事務分担の決定 期限 (投票管理者、選挙長)	法49令50 法 129 令 31 法175の2 法 273				
4.22	日	0	投票日 開票日 ○投票所を設けた場所の入口から 300m未満の区域内に設けられた 選挙事務所の閉鎖命令 ○投票事務の処理、結了の報告(県 あて) ○投票録の作成、投票録等を選挙長 に送致	法 132 法 134 法 54 法 55	14 18	投票日 開票日 ○投票所を設けた場所の入口から 300m未満の区域内に設けられた選 挙事務所の閉鎖命令 ○投票事務の処理、結了の報告(県 あて) ○投票録の作成、投票録等を選挙長 に送致	法 132 法 134 法 54 法 55	14 18			
4.23	月	1	○選挙会事務の処理 ○選挙録の作成、選挙管理委員会に 送致 ○当選人の決定、選挙管理委員会に 報告 ○当選人の告知、住所、氏名等の告 示 ○当選人の住所、氏名等の報告(県 選挙管理委員会あて) ○当選証書の附与及び附与した旨の	法79(66) 法83(70) 法 101 法 101 法 101 法 105		○選挙会事務の処理 ○選挙録の作成、選挙管理委員会に 送致 ○当選人の決定、選挙管理委員会に 報告 ○当選人の告知、住所、氏名等の告 示 ○当選人の住所、氏名等の報告(県 選挙管理委員会あて) ○当選証書の附与及び附与した旨の	法79(66) 法83(70) 法 101 法 101 法 101 法 105	19			

月 日	曜 日	逆 算 日	市			町 村		
			処 理 事 項	根拠法令	様式	処 理 事 項	根拠法令	様式
4.22	日	0	告示 (法 103②④、104の該当があれば 附与は分けて行う必要がある。) ○当選人等に関する報告(県知事、 県選挙管理委員会あて、議員につ ては市長にも報告)	法 108		告示 (法 103②④、104の該当があれば 附与は分けて行う必要がある。) ○当選人等に関する報告(県知事、 県選挙管理委員会あて、議員につ いては町村長にも報告)	法 108	
4.23	月	1						
5.7	月	15	○選挙運動に関する費用の収支報告 書の提出期限	法 189		○選挙運動に関する費用の収支報告 書の提出期限	法 189	



# 日 程 表

月	4											月										
日	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
逆算日						10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0						
経過日						0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
市長・市議会議員選挙	主要処理事項	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">告示日</div> <div style="font-size: 2em;">{</div> <div style="text-align: center;">投票管理者、同職務代理者 選挙長、同職務代理者の選任告示</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">投票日</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">(立候補届出期間)</div> <div style="text-align: center;">(繰上投票期日)</div> <div style="text-align: center;">選挙会開票</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 30%;">選挙執行準備</div> <div style="width: 40%; text-align: center;">(投票所告示期限)</div> <div style="width: 20%; text-align: center;">選挙会開票</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">(補充立候補届出期間)</div> <div style="text-align: center;">(選挙運動費用制限額の告示)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 30%;">選挙運動期間</div> <div style="width: 40%; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">                     選挙事務所設置届、異動届                      ポスターの検印又は証紙の交付                      出納責任者選任届                      公営施設使用の個人演説会開催申出受付                 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 30%;">(選挙立会人届出、投票立会人の選任)</div> <div style="width: 40%; text-align: center;">(選挙立会人決定のくじ)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="width: 60%;">(ポスター掲示期間)</div> </div>																				
経過日										0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
町村長・町村議会議員選挙	主要処理事項	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">告示日</div> <div style="font-size: 2em;">{</div> <div style="text-align: center;">投票管理者、同職務代理者 選挙長、同職務代理者の選任の告示</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">投票日</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">(立候補届出期間)</div> <div style="text-align: center;">(繰上投票期日)</div> <div style="text-align: center;">選挙会開票</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 30%;">選挙執行準備</div> <div style="width: 40%; text-align: center;">補充立候補届出期間</div> <div style="width: 20%; text-align: center;">選挙会開票</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">(選挙運動費用制限額の告示)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">(選挙立会人決定のくじ)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 30%;">(選挙立会人届出、投票立会人の選任)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="width: 60%;">(ポスター掲示期間)</div> </div>																				

## 2 改選団体数に関する調

### 1) 長の選挙

区	分	市	町	村	計
昭 54.	4. 22 現在団体数	20	77		97
同上中改選した団体	特例法第1条の規定により改選を行った団体数	6	30		36
	特例法第1条の規定の適用を受けない団体で4月22日に改選を行った団体数				

### 2) 議員の選挙

区	分	市	町	村	計	
昭54.	4.22現在全市町村の議員定数	634	1,387		2,021	
昭54. 4.22に改選した団体	特例法第一条の規定により改選を行った団体	一般選挙	団体数	15	55	70
			定数	456	988	1,444
		補欠選挙等	団体数			
			選挙した数			
	特例法第1条の規定の適用を受けない団体で4月22日に改選を行った団体	一般選挙	団体数			
			定数			
		補欠選挙等	団体数			
			選挙した数			

	長の選挙と議会の議員の一般選挙を同時に行う団体	長の選挙を単独に行う団体	議会の議員の一般選挙を単独に行う団体
市	大牟田市 柳川市 直方市 中間市 田川市 春日市 (6)		福岡市 筑後市 久留米市 大川市 山田市 筑紫野 甘木市 大野城 八女市 (9)
町村	大篠志須新古玄芦遠小若桂稲 宰免恵宮賀海屋賀竹宮川榮 府町町町町町町町町町 町町町町町町町町町町 碓穂額杷朝三矢大糸川大吉 井波田木倉輪部和田崎任富 町町町町町町町町町町町 (25)	宮三立新大 田瀬花富 町町町町村 吉平	宗福津大水岡鞍嘉庄夜小宝二志吉 像間崎屋島卷垣手穂内須原山丈摩井 町町町町町町町町町町町町町町町町 田浮北城大黒星山高添金赤方屋権 丸羽野島木木野川田田池城川田 町町町町町町町町町町町町町町町町 (30)

### 3 選挙人名簿登録人員数に関する調

選挙の別 男女別	長		議 員		長・議員の同時選挙		合 計		
	市 部	郡 部	市 部	郡 部	市 部	郡 部	市 部	郡 部	計
男		20,940	506,284	146,997	148,028	134,017	654,312	301,954	956,266
女		24,293	562,073	167,406	170,793	151,659	732,866	343,358	1,076,224
計		45,233	1,068,357	314,403	318,821	285,676	1,387,178	645,312	2,032,490

### 4 有権者数、投票者数及び投票率に関する調

選挙の別		区 分	男 女 別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率 (100.00%)
長	市 部	男	( 19,547)	125,291	109,330	15,961	87.26
		女	( 19,954)	147,984	133,260	14,724	90.05
		計	( 39,501)	273,275	242,590	30,685	88.77
	郡 部	男	( 67,713)	83,847	75,172	8,675	89.65
		女	( 76,260)	96,246	88,405	7,841	91.85
		計	( 143,973)	180,093	163,577	16,516	90.83
	合 計	男	( 87,260)	209,138	184,502	24,636	88.22
		女	( 96,214)	244,230	221,665	22,565	90.76
		計	( 183,474)	453,368	406,167	47,201	89.59
議 員	市 部	男	( )	636,304	480,391	155,913	75.50
		女	( )	717,470	577,609	139,861	80.51
		計	( )	1,353,774	1,058,000	295,774	78.15
	郡 部	男	( 10,985)	264,267	237,062	27,205	89.71
		女	( 12,724)	300,612	278,813	21,799	92.75
		計	( 23,709)	564,879	515,875	49,004	91.32
	合 計	男	( 10,985)	900,571	717,453	183,118	79.67
		女	( 12,724)	1,017,582	856,422	161,660	84.16
		計	( 23,709)	1,918,653	1,573,875	344,778	82.03

注 無投票の区域の選挙当日の有権者数は ( ) 外書

## 5 候補者の届出に関する調

### 1) 総括表

選挙の別	区分	立候補届出期間に届出をした候補者の数			左記の期間中に却下され死亡又は辞退したとみなされた者の数 (B)			立候補届出日における立候補者の数 (A) - (B) (C)	立候補届出締切日以後において却下され死亡又は辞退したとみなされた者の数 (D)			補充立候補届出期間中に届出をした候補者の数			差引計 (C)-(D)+(E) (F)
		自ら届出をした候補者の数	推薦届出による候補者の数	計 (A)	却下	死亡	辞退		自ら届出をした候補者の数	推薦届出による候補者の数	計 (E)				
市	長	15		15				15						15	
	議員	531	1	532				532						532	
町村	長	47	3	50				50						50	
	議員	1,054	52	1,106				1,106						1,106	

### 2) 白書式投票

選挙の別	区分	立候補届出期間中に届出をした候補者の数			左記の期間中に却下され死亡又は辞退したとみなされた者の数 (B)			立候補届出日における立候補者の数 (A) - (B) (C)	立候補届出締切日経過後に却下され死亡又は辞退したとみなされた者の数 (D)			補充立候補届出期間中に届出をした候補者の数 (E)			差引計 (C)-(D)+(E) (F)
		自ら届出をした候補者の数	推薦届出による候補者の数	計 (A)	却下	死亡	辞退		自ら届出をした候補者の数	推薦届出による候補者の数	計				
市	長	15		15				15						15	
	議員	531	1	532				532						532	
町村	長	35	2	37				37						37	
	議員	1,054	52	1,106				1,106						1,106	

### 3) 記号式投票

選挙の別	区分	立候補届出期間中に届出をした候補者の数			左記の期間中に却下され、死亡又は辞退したとみなされた者の数 (B)			立候補届出日における立候補者の数 (A) - (B) (C)	立候補届出締切日経過後に却下され死亡又は辞退したとみなされた者の数 (D)			補充立候補届出期間中に届出をした候補者の数 (E)			差引計 (C)-(D)+(E) (F)	記号式投票を行った市町村数
		自ら届出をした候補者の数	推薦届出による候補者の数	計 (A)	却下	死亡	辞退		自ら届出をした候補者の数	推薦届出による候補者の数	計					
市	長															
	議員															
町村	長	12	1	13				13						13	5	
	議員															

## 6 党派別男女別候補者数に関する調

区分 選挙の別		男女別	自 民	社 会	公 明	共 産	民 社	自 夕	社 民	諸 派	無所属	合 計	
		長	市	男									15
女													
計												15	15
町村	男											50	50
	女												
	計											50	50
議員	市	男	60	51	55	28	8	2		9	308	521	
		女		1		4	1				5	11	
		計	60	52	55	32	9	2		9	313	532	
	町村	男	5	36	52	51	1				955	1,100	
		女				2					4	6	
		計	5	36	52	53	1				959	1,106	

## 7 党派別新現元別候補者数に関する調

### 1) 長の選挙

区分 選挙の別		新現元別	自 民	社 会	公 明	共 産	民 社	自 夕	社 民	諸 派	無所属	合 計
		市	新									
現											3	3
元												
計											15	15
町村	新										24	24
	現										23	23
	元										3	3
	計										50	50

2) 議員の選挙

選挙の別	区分	新現元別	自民	社会	公明	共産	民社	自ク	社民	諸派	無所属	合計
	市	新		15	10	3	8	3	2			108
現			42	42	51	21	6			9	182	353
元			3		1	3					23	30
計			60	52	55	32	9	2		9	313	532
町	新			8	6	12					323	349
	現		5	27	46	36	1				576	691
	元			1		5					60	66
	計		5	36	52	53	1				959	1,106
村	新											
	現											
	元											
	計											

8 党派別男女別当選人等に関する調

選挙の別	区分	男女別	自民	社会	公明	共産	民社	自ク	社民	諸派	無所属	合計	当選人の 不足数	諸派の 内訳	
	長	市	男									6	6	/	
女															
計											6	6			
町村		男										30	30		
		女													
		計										30	30		
議員	市	男	52	47	54	23	6	1		7	257	447	/		
		女		1		4	1				3	9			
		計	52	48	54	27	7	1		7	260	456			0
	町村	男	5	32	51	45	1				851	985			
		女				1					2	3			
		計	5	32	51	46	1				853	988			0

## 9 党派別新現元別当選人等に関する調

### 1) 長の選挙

区分 選挙 の別	新現元別	自 民	社 会	公 明	共 産	民 社	自 夕	社 民	諸 派	無所属	合 計
市	新									4	4
	現									2	2
	元										
	計									6	6
町	新									9	9
	現									18	18
	元									3	3
	計									30	30
村	新										
	現										
	元										
	計										

### 2) 議員の選挙

区分 選挙 の別	新現元別	自 民	社 会	公 明	共 産	民 社	自 夕	社 民	諸 派	無所属	合 計
市	新	13	9	3	4	2	1			78	110
	現	36	39	50	20	5			7	164	321
	元	3		1	3					18	25
	計	52	48	54	27	7	1		7	260	456
町	新		6	6	10					275	297
	現	5	25	45	33	1				528	637
	元		1		3					50	54
	計	5	32	51	46	1				853	988
村	新										
	現										
	元										
	計										

10 党派別男女別得票数に関する調

区分 選挙の別		男女別	自 民	社 会	公 明	共 産	民 社	自 夕	社 民	諸 派	無所属	合 計	
		長	市	男									238,898
女													
計											238,898	238,898	
町村	男										999	999	
	女										160,074	160,074	
	計										999	999	
議 員	市	男	572 207,017	403 135,267	206 135,428	348 54,757	064 16,371	183 7,052		54,039	170 412,029	946 1,021,961	
		女		761		17,883	1,078				3,691	23,413	
		計	572 207,017	403 136,028	206 135,428	348 72,640	064 17,449	183 7,052		54,030	170 415,720	946 1,045,374	
	町村	男	168 2,259	550 20,557	717 27,779	084 25,068		391				387 433,816	906 509,871
		女				885						838	1,723
		計	168 2,259	550 20,557	717 27,779	084 25,953		391				387 434,654	906 511,594